



許 可 書

京都市指令保保医第 665 号
平成 28 年 1 月 12 日

営業所所在地 京都市東山区清水門前松原産寧坂西入清水四丁目180番地3及び180番地4

名 称 京都清水の町家 和” NAGOMI”

営 業 者 氏 名 株式会社 スターゲイトホテル
代表取締役 大久保 智司

京 都 市 長 門 川 大 作



平成27年12月10日付けで申請のありました
簡易宿所営業については、旅館業法第3条第1項の
規定により、許可します。